災害時における物資供給に関する協定書

福山市(以下「甲」という。)と株式会社ハローズ(以下「乙」という。)は、福山市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における物資供給について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時に、避難所等に避難した住民(以下「避難住民」という。)に対し、甲と乙が協力して物資を供給することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(供給物資)

- 第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次のとおりとする。
 - (1) 食料品
 - (2)飲料品
 - (3) 衣類
 - (4)日用生活品
 - (5) その他可能物資
- 2 甲は必要に応じ、乙に対して前項に定める物資について供給可能な在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

(要請の手続)

第3条 甲は、災害時に避難住民に物資を供給する必要があると認めたときは、乙に対し、 その旨を文書で要請する。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後速やか に文書を提出するものとする。

(協力実施)

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲で物資の優先的な供給に努めるものとする。

(受取及び運搬)

- 第5条 物資の引渡し場所は原則乙が指定する場所で引き渡すものとし、運搬は甲が行う ものとする。ただし、甲が運搬できない場合は、乙に対して運搬の協力を求めることが できる。
- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する場合は、乙の車両を優先的に通行できる ように配慮するものとする。

(費用の負担)

- 第6条 第4条の規定により乙が供給した物資の対価及び運搬費用ついては、甲が負担する。
- 2 甲が負担する物資の対価は、災害時等の直前における適正価格を基準として、甲乙協 議の上、決定する。

(代金の支払)

第7条 甲は、物資の供給を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害の発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2016年(平成28年)3月31日 までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、文書をもって協 定の終了の通知がない場合は、引き続き1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(円滑な運用)

第9条 甲及び乙は、この協定締結時及び前条ただし書きの規定により協定を更新したときは年度当初に連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定める ものとする。

2016年(平成28年)2月2日

- 甲 福山市東桜町3番5号 福山市 福山市長 羽田 皓
- 乙 福山市南蔵王町六丁目26番7号株式会社ハローズ代表取締役社長 佐藤 利行

災害時における物資供給に関する協定書

福山市(以下「甲」という。)と広島県東部パン組合(以下「乙」という。)は、福山市地域防災計画 震災対策編第2章第3節「備蓄計画」に基づき、福山市内で地震、風水害、その他災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)における、乙からの物資(以下「物資」という。)の供給について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において、甲と乙が協力して、市内の避難住民を救援するための物資の供給について、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対して物資の供給について協力を要請することができる。

(協力実施)

第3条 乙は、前条の規定による甲からの協力要請を受けたときは、物資の優先供給に対する協力に積極的に努めるものとする。

(供給物資の範囲)

- 第4条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次のとおりとする。
- (1) パン
- (2) その他供給が可能な物資

(要請手続)

第5条 乙に対する甲の協力要請の手続は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、後日、文書を提出するものとする。

(運搬及び受取)

第6条 物資の運搬は原則として乙が行うものとし、甲は物資の引渡場所を指定(以下「指定場所」という。)の上、指定場所へ甲の職員を派遣し、物資を受け取るものとする。

(費用)

- 第7条 第3条の規定により、乙が甲に供給した物資の費用については、災害前の市場価格を基に甲乙協議の上、物資の対価を甲が乙に支払う。
- 2 前条に規定する、乙が行う物資の運搬に係る費用については、乙が負担するものとする。